

基勞補発第0323002号
平成21年3月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について

特別加入者に係る給付基礎日額の変更申請期間の改正については、平成21年3月23日付け基勞発第0323001号「特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」において、平成21年度以降、労働保険の年度更新時期と同様に、6月1日から7月10日までに変更することとしたところであるが、これに伴い、関係する補償課長名通知についても、下記のとおり改めるので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

記

- 1 昭和48年2月9日付け労働基準局補償課長名事務連絡第6号「労災保険特別加入に関する事務処理及び労災保険給付請求書の様式改正について」の記の1の(2)中「5月20日まで」を「6月1日から7月10日まで」に改める。
- 2 平成11年2月18日付け大臣官房労働保険徴収課長・労働基準局補償課長連名事務連絡「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続きの一部改正に係る留意事項及び一人親方等及び特定作業従事者を除く特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」の記の4(1)及び記の5を廃止する。